

平成29年度電気用品調査委員会事業報告

平成30年7月17日

電気用品調査委員会

目 次

1. 概要	2
2. 電気用品調査委員会の審議	2
(1) 第 99 回 調査委員会(平成 29 年 7 月 11 日).....	2
(2) 第 100 回 調査委員会(平成 29 年 10 月 30 日).....	3
(3) 第 101 回 調査委員会(平成 30 年 3 月 19 日).....	3
3. 各部会の活動概要	3
(1) 解釈検討第1部会.....	3
(2) 解釈検討第2部会.....	4
(3) 事故事例調査部会	4
(4) 電波雑音部会	4
4. 国への報告及び改正要望について	4
(1) 平成 28 年度に国に対し報告及び改正要望を行った項目	4
(2) 平成 29 年度までに国に対し改正要望を行った項目／省令への反映状況.....	5
5. 会員の入退会について.....	5
別紙 1 平成 27 年度調査委員会で審議した別表第十二に採用を要望する JIS 等.....	6
別紙 2 電気用品の技術上の基準を定める省令に関する改正要望の反映状況.....	9

1. 概要

電気用品調査委員会(以下、調査委員会という。)は、民間が自主的に運営する公正性、中立性のある組織として、わが国の電気用品(製品・設備)に関する規格・基準に対し、民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、及び民間規格・基準の活用を推進することにより、わが国の電気用品の安全を確保し、電気用品による危険及び障害を防止することを目的としている。

平成 29 年度は、平成 28 年度に引き続き、電気用品の使用状況、事故情報、国際的な規格・基準の動きなどを調査及び整合規格等の別表第十二(旧省令第 2 項)への採用検討を行った。

解釈検討第 1 部会は、電気用品の技術基準の解説(電気用品調査委員会編)の一部解説の改定検討を行い調査委員会に上程した。解釈検討第 2 部会は、小委員会承認後の JIS 原案 13 件及び制定された JIS 等について CISPRJ 規格 2 件、JIS 36 件の検討を行い、解釈別表第十二への採用要望を行った。事故事例調査部会では、(独)製品評価技術基盤機構の事故報告(平成 27 年度)及び東京消防庁の火災(平成 28 年)の電気製品に係わる事故調査を行ったが電気用品対象機器の事故は誤使用による事故が多く、技術基準の改正が必要と考えられるものを無かった。

電波雑音部会では、別表第十二の「表 2 雑音の強さに関する基準」の改定に伴う“雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準(J 規格)の適用の考え方”の見直しを行った。

各部会の検討結果は、調査委員会での審議、承認を経て、調査結果及び改定した解説のホームページへの掲載を行い、技術基準の解釈の改正に係わるものは、改正要望書として国へ提出した。

なお、国に平成 28 年度、29 年度に改正要望を提出した解釈別表第十二へ JIS 等の採用 46 件が、平成 29 年度の解釈改正で反映された。

なお、電気用品調査委員会は、昭和 47 年 2 月 16 日に第 1 回委員会を開催以来、平成 29 年 10 月 30 日の委員会で第 100 回を迎えることになった。そのため、記念パーティを開催するとともに記念の USB メモリーを配布した。

2. 電気用品調査委員会の審議

平成 29 年度は、調査委員会を 3 回開催し、解釈別表第十二(旧省令第 2 項)への整合規格 38 規格の採用要望について承認し、改正要望及び採用要望は国へ提出した。

平成 29 年度に開催した調査委員会における主な報告・審議内容は以下のとおりである。

(1) 第 99 回 調査委員会(平成 29 年 7 月 11 日)

- a. 平成 28 年度事業報告(案) / 平成 28 年度決算(案)を審議・承認した。
- b. 解釈検討第 2 部会からの別表第十二への採用を要望する JIS(小委員会承認後 2 規格, JIS 発行後 20 規格)について提案があり、国へ解釈別表第十二への採用要望を提出することが承認された。(採用の検討及び要望した JIS については、別紙 1 表-1.1 及び表-1.2 を参照。)
- d. 各小委員会からの報告及び質疑応答が行われた。

(2) 第 100 回 調査委員会(平成 29 年 10 月 30 日)

- a. 解釈検討第2部会から別表第十二への採用を要望する JIS(小委員会承認後 1 規格, JIS 発行後 6 規格)を行い, 国へ解釈別表第十二への採用要望を提出することが承認された。
(採用の検討及び要望した JIS については, 別紙 1 表-1.1 及び表-1.2 を参照。)
- b. 事故事例調査部会から NITE から公表された平成 27 年度の事故事例及び東京消防庁の平成 28 年の火災に実態の調査結果を報告した。リチウムイオン電池を使用するモバイルバッテリーからの事故が増加していることが報告されたが, モバイルバッテリーは電気用品対象外の製品である。電気ストーブからの火災は, 前年と同様に多いが, その原因は使用者の不注意によるものが多かったことが報告された。
- c. 各小委員会からの報告及び質疑応答が行われた。
- d. 今回, 電気用品調査委員会は発足以来100回を迎えるため, 記念品の配布と記念パーティを開催した。

(3) 第 101 回 調査委員会(平成 30 年 3 月 19 日)

- a. 平成 30 年度電気用品調査委員会事業計画(案)を審議し承認した。
- b. 平成 30 年度予算(案)を審議し承認した。
- c. 解釈検討第1部会から, 調査委員会編として発行している電気用品の技術基準の解説のうち 2 件の改定案が提案され, 審議の結果承認された。
- d. 解釈検討第2部会からの別表第十二への採用を要望する JIS(小委員会承認後 10 規格, JIS 発行後 12 規格)について提案があり, 国へ解釈別表第十二への採用要望を提出することが承認された。(採用の検討及び要望した JIS については, 別紙 1 表-1.1 及び表-1.2 を参照。)
- e. 電波雑音部会から別表第十二の「表 2 雑音の強さに関する基準」の改定に伴う“雑音の強う差に関する解釈別表第十二の技術基準(J 規格)の適用の考え方”の改定案が提出された。審議の結果, 基準の猶予期間の記載に関しコメントがあり, コメント付き承認となった。
- f. 小委員会からの報告及び質疑応答が行われた。
- g. 現在の委員の任期は 3 月 31 日で終了するので, 平成 30 年度からの 2 年間の委員の承認を行った。

3. 各部会の活動概要

調査委員会傘下の各部会の平成 29 年度における活動概要を以下に記す。各部会は, 検討結果を調査委員会に上程した。

(1) 解釈検討第1部会

- a. 部会開催回数
・計 1 回 (H29.2; 書面審議)
- b. 主な実施内容

電気用品の技術基準の解説の“別表第四 配線器具の 1.(3)部品及び附属品 リ”の解説 3(1)“フレキシブル印刷配線板”の及び別表第八交流用電気機械器具並びに携帯発電機 2(95)電子レンジ チ項の解説 2.の、「正常に動作すること」について解説の見直しが調査委

員会会員から提案があり、改定の審議を平成 30 年 2 月に書面審議で行った。書面審議の結果、改定が承認され、改定案を調査委員会に上程した。

(2) 解釈検討第2部会

a. 部会開催回数

・計3回(H29年6月20日,平成29年10月6日及び平成30年2月7日)

b. 主な実施内容

別表第十二に採用を要望する JIS 及び民間規格について検討を行った。(調査委員会へ上程した規格は別紙 1 を参照。)

(3) 事故事例調査部会

a. 部会開催回数

・部会:計1回(H29.9.13)

b. 主な実施内容

- 平成 27 年度(独)製品評価技術基盤機構(NITE)事故データの調査を行い、調査結果を報告書としてまとめた。
- 東京消防庁管内の平成 28 年における電気設備からの火災について調査を行い、検討すべき課題を抽出した。その結果は調査委員会へ報告した。

(4) 電波雑音部会

a. 部会開催回数

・計1回(H29.2;書面審議)

b. 主な実施内容

平成 29 年 12 月 1 日の経済産業省の審議通達で 7 月 4 日に調査委員会から要望した CISPRJ 規格が、別表第十二の「表 2 雑音の強さに関する基準」に反映されたことに伴い、“雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準(J規格)の適用の考え方(解説)”の見直しについて書面審議を行った。その結果、改定が承認され、改定案を調査委員会に上程した。

4. 国への報告及び改正要望について

(1) 平成 29 年度に国に対し報告及び改正要望を行った項目

a. 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について;

日電協 29 技基第 145 号 平成 29 年 7 月 24 日提出

要望内容;第99回調査委員会からの要望書

提案内容;電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二への採用の要望書
(採用を要望した JIS 等 20 規格を別紙 1 に示す。)

b. 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について;

日電協 29 技基第 286 号 平成 29 年 11 月 7 日提出

要望内容;第 100 回調査委員会からの追加要望書

提案内容;電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二への採用の要望書

(採用を要望した JIS 6 規格を別紙 1 に示す。)

c. 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について;

日電協 29 技基第 430 号 平成 30 年 3 月 23 日提出

要望内容;電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二への採用の要望書

(採用を要望した JIS 12 規格を別紙 1 に示す。)

(2)平成 29 年度までに国に対し改正要望を行った項目/省令への反映状況

平成 30 年 4 月までに国に提出した省令改正要望を別紙 2 に示す。

本年度は, 解釈改正要望(別表第十二関連24件)が反映された。

5. 会員の入退会について

(1) 会員の退会について

平成 29 年度は会員の退会はなかった。

(2) 新規会員の入会について

平成 29 年度は会員の入会はなかった。

以 上

別紙 1 平成 27 年度調査委員会で審議した別表第十二に採用を要望する JIS 等

表-1.1 小委員会終了後の審議

審議委員会	技術規準解釈別表十二への採用要望規格
第 99 回調査委員会 (H29.7.11)	JIS C 9300-10 (20XX) アーク溶接装置-第 10 部:EMC 要求事項
	JIS C 8462-1(20XX) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第 1 部:一般要求事項
第 100 回調査委員会 (H29.10.30)	JIS C 9335-2-28(20XX) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-28 部:ミシン
第 101 回調査委員会 (H30.3.19)	JIS C 8461-21 (20XX) 電線管システム－第 21 部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項
	JIS C 8461-22 (20XX) 電線管システム－第 22 部:プライアブル電線管システムの個別要求事項
	JIS C 8461-23 (20XX) 電線管システム－第 23 部:フレキシブル電線管システムの個別要求事項
	JIS C 9335-2-6 (20XX) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-6 部:据置形ホブ、オープン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器の個別要求事項
	JIS C 62841-1 (20XX) 手持形電動工具、可搬形伝送工具並びに芝生及び庭園用電動機械－安全性－第 1 部:通則
	JIS C 62841-2-2(20XX) 手持形電動工具、可搬形伝送工具並びに芝生及び庭園用電動機械－安全性－第 2-2 部:手持ち形スクレードライバ及びインパクトレンチの個別要求事項
	JIS C 62841-2-4(20XX) 手持形電動工具、可搬形伝送工具並びに芝生及び庭園用電動機械－安全性－第 2-4 部:ディスクタイプ以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項
	JIS C 8281-2-1(20XX) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第 2-1 部:電子スイッチの個別要求事項
	JIS C 8715-2(20XX) 産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム－第 2 部:安全性要求事項
	JIS C 9335-2-204(20XX) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-204 部:床上で用いる足下暖房用電熱ボードの個別要求事項

表-1.2 JIS 発行後の解釈別表第十二への採用要望の審議

審議委員会	技術規準解釈別表第十二への採用要望規格
第 99 回調査委員会 (H29.7.11)	JIS C 9300-7(2017) アーク溶接装置-第7部:トーチ
	JIS C 9335-2-3(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-3部:電気アイロン
	JIS C 9335-2-9(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-9部:可搬形電熱調理器具
	JIS C 9335-2-11(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-11部:回転式衣類乾燥機
	JIS C 9335-2-23(2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-23部:スキンケア又はヘアケア用機器
	JIS C 9335-2-44(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-44部:電気アイロナ
	JIS C 9335-2-61(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-61部:蓄熱形ストーブ
	JIS C 9335-2-106(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性-第2-106部:電気カーペット
	JIS C 8105-1(2017) 照明器具-第1部:安全性要求事項通則
	JIS C 8105-2-1(2017) 照明器具-第2-1部:定着灯器具に関する安全性要求事項
	JIS C 8105-2-4(2017) 照明器具-第2-4部:一般用移動灯器具に関する安全性要求事項
	JIS C 8105-2-7(2011)追補 1(2017) 照明器具-第2-7部:可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項
	JIS C 8105-2-9(2011)追補 1(2017) 照明器具-第2-9部:写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項(アマチュア用)
	JIS C 8105-2-17(2011)追補 1(2017) 照明器具-第2-17:舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項
	JIS C 8105-2-19(2017) 照明器具-第2-19:空調照明器具に関する安全性要求事項
	JIS C 3662-5(2017) 定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル-第5部:可とうケーブル(コード)
	JIS C 3662-7(2010)追補 1(2017) 定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル-第7部:遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル
	JIS C 3663-8(2010)追補 1(2017) 定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル-第8部:高可とう性コード
	CISPRJ15(2017) 電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法
	CISPRJ32(2017) マルチメディア機器の電磁両立性-エミッション要求事項-

審議委員会	技術規準解釈別表十二への採用要望規格
第 100 回調査委員会 (H29.10.30)	JIS C 8462-31(2017) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ 第 XX 部:電気安全の個別要求事項
	JIS C 8471-3-1(2017) 電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステムー第XX部:電気安全の個別要求事項
	JIS C 9335-2-7(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-7 部:洗濯機
	JIS C 9335-2-82(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-82 部:サービス機器及びアミューズメント機器
	JIS C 9335-2-84(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-84 部:電気トイレとともに使用する電気機器
	JIS C 8156(2017) 一般照明用電球形LEDランプ(電源電圧 50V 超)
第 101 回調査委員会 (H30.3.19)	JIS C 62368-1(2018) オーディオ/ビデオ, 情報及び通信技術機器ー第 1 部:安全要求事項
	JIS C 9335-2-4(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2ー4部:電気脱水機の個別要求事項
	JIS C 8105-2-20(2017) 照明器具ー第 2-20:ライティングチェーンに関する安全性要求事項
	JIS C 8105-2-21(2017) 照明器具ー第 2-21:ロープライトに関する安全性要求事項
	JIS C 9335-2-102(2017) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-102 部:商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-32(2018) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-32 部:マッサージ器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-60(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-60 部:渦流浴槽機器, 渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-207(2018) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-207 部:水電解器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-209(2018) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-209 部:家庭用電気治療器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-210(2018) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-210 部:家庭用電気磁気治療器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-211(2018) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-211 部:家庭用熱療法治療器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-212(2018) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第 2-212 部:家庭用吸入器の個別要求事項

別紙 2 電気用品の技術上の基準を定める省令に関する改正要望の反映状況

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
1	平成 20 年 4 月 3 日	省令第2項	ケーブル, 変圧器, 電線	第 70 回	H21.6.17 施行	日電協 20 技調第 11 号
2	平成 21 年 1 月 30 日	省令第2項	ゴム絶縁ケーブル, ランプ制御装置 計5件	第 72 回	H21.6.17 施行	日電協 20 技調第 67 号
3	平成 21 年 3 月 17 日	省令第1項	基板難燃化, 内部配線の屈曲, はんだ付け部に機械的強度を持たせない設計, 照明器具の安定器, モータ用コンデンサ, ダイオード並列使用, 冷蔵庫プラグの耐トラッキング性, 洗濯機蓋ロック, 床暖房(電熱シート), 電磁式接続器保持力	第 73 回	H21.9.11 公布 H22.9.1 施行	日電協 20 技調第 73 号
4	平成 21 年 4 月 20 日	省令第2項	ヒューズ, 接続機器, 電動工具, 事務機, アーク溶接機, ライティングダクト 計 33 件	第 73 回	H22.7.5 公布 H22.10.1 施行	日電協 20 技調第 67 号
5	平成 21 年 5 月 16 日	省令第1項	別表第二 電線管, フロアダクトおよび線樋ならびにこれらの附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス, 別表第八 2(32)ロ 8 絶縁性能	第 74 回	H21.9.11 公布 H22.9.1 施行	日電協 21 技調第 1 号
6	平成 21 年 11 月 11 日	省令第2項	電波雑音関連 計3件	第 75 回	H22.7.5 公布 H22.10.1 施行	日電協 21 技調第 43 号
7	平成 22 年 4 月 7 日	省令第2項	AV 機器(無線妨害許容値, 安全性要求事項), ランプ制御装置	第 76 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 1 号
8	平成 22 年 4 月 7 日	省令第1項	LED, コンセント	第 77 回	H24.1.13 公布 H24.7.1 施行	日電協 22 技調第 2 号
9	平成 22 年 4 月 12 日	省令第2項	ケーブル, 電気機器の安全性, 自動電気制御装置, プラグ/コンセント, 照明器具 計 33 件	第 77 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 3 号
10	平成 22 年 12 月 28 日	省令第2項	電線, ソケット 計5件	第 79 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 61 号
11	平成 23 年 5 月 27 日	省令第1項	電源コード折り曲げ試験(毛髪乾燥器, 髪ごて, 掃除機) 計 3 件 + 横展開 4 種類(13 件)	第 80 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 17 号
12	平成 23 年 5 月 27 日	省令第2項	ねじ込みランプソケット, トイレと共に使用する電気機器, 燻蒸器, アーク溶接機 計 4 件 + J3000 改正	第 80 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 17 号

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
13	平成 24 年 2 月 29 日	省令第1項	PTC 電気床暖房 ※アレニウス式に則ることの検証結果追加	第 81 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 68 号
14	平成 23 年 11 月 22 日	省令第2項	照明器具, ランプソケット類, ランプ制御装置 計 15 件 ^{注1}	第 82 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 50 号
15	平成 24 年 3 月 30 日	省令第2項	カプラー, 情報技術機器, 変圧器 計 11 件	第 83 回	H26.4.14 公布 H26.7.1 施行	日電協 23 技調第 78 号
16	平成 24 年 3 月 30 日	省令第1項	プリント基板の難燃化横展開(別表第八部分)	第 83 回	未 (No32(プリント基板 の難燃化横展開)と合わ せて検討)	日電協 23 技調第 79 号
17	平成 24 年 7 月 30 日	省令第2項	J55014-1(雑音の強さに関する基準)J 規格改正	第 84 回	H27.10.8 通達 H27.12.1適用未	日電協 24 技調第 35 号
18	平成 24 年 11 月 2 日	省令第1項	引込用ポリエチレン絶縁電線及びプリント基板の難燃化横展 開(別表第八以外),	第 85 回	H26.9.18 公布 H26.9.18 施行 (ただし, プリント基板は 差し戻し)	日電協 24 技調第 52 号
19	平成 24 年 11 月 2 日	省令第2項	固定配線器具(スイッチ) 計 4 件	第 85 回	H26.4.14 公布 H26.7.1 施行	日電協 24 技調第 52 号
20	平成 25 年 3 月 8 日	省令第1項	遠隔操作(別表第八部分)	第 86 回	H25.5.10 施行	日電協 24 技調第 65 号
21	平成 25 年 3 月 26 日	省令第1項	プラグのトラッキング対策(報告案件)	第 86 回	H26.9.18 公布 H26.9.18 施行	日電協 24 技調第 74 号
22	平成 26 年 3 月 27 日	別表第四	遠隔操作(別表第四部分)	第 89 回	H26.9.18 通達 H26.9.18 適用	日電協 25 技基第 511 号
23	平成 26 年 4 月 1 日	別表第十二	※AV 機器, ※電線管, 照明器具, アーク溶接機, ランプ制御 装置, 家電機器 計 9 件 ^{注2}	第 89 回	H26.7.30 通達 H26.10.1 適用 (J60335-1を除く) ^{注3}	日電協 26 技基第 4 号
24	平成 26 年 7 月 11 日	別表第十二	ヒューズ, 照明器具, ランプソケット 計 5 件	第 90 回	H26.12.12 通達 H27.3.1 適用	日電協 26 技基第 180 号
25	平成 26 年 12 月 15 日	別表第八	プリント基板の難燃化	第 91 回	H27.7.24 通達 H27.7.24 適用	日電協 26 技基第 403 号

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
26	平成 26 年 12 月 15 日	別表第十二	情報技術機器, 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 計 4 件	第 91 回	H27.7.24 通達 H27.10.1 適用	日電協 26 技基第 404 号
27	平成 27 年 3 月 18 日	別表第十二	ランプソケット, 照明器具, 配線用ヒューズ, 家庭用電気機器 計 14 件	第 92 回	H27.7.24 通達 H27.10.1 適用 及び H27.10.8 通達 H27.12.1適用	日電協 26 技基第 545 号
28	平成 27 年 4 月 2 日	別表第四, 別表第八	解釈別表第四の 6.接続器(コンセント, 差込みプラグ)及び別表第八の 2.(15)観賞魚用ヒータの改正要望	第 92 回	H27.7.24 通達 H27.7.24 適用	日電協 27 技基第 5 号
29	平成 27 年 5 月 21 日	別表第十	J55011(雑音の強さに関する基準)J 規格の改正及び解釈別表第十の改正要望	第 92 回	H27.10.8 通達 H27.12.1適用	日電協 27 技基第 71 号
30	平成 27 年 7 月 1 日	別表第十二	白熱電球類の安全仕様及びアーク溶接装置の JIS 計 4 件	第 93 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用	日電協 27 技基第 135 号
31	平成 27 年 11 月 13 日	別表第十二	ポータブル機器用二次電池の JIS 1 件	第 94 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用	日電協 27 技基第 328 号
32	平成 28 年 4 月 7 日	別表第十二	ミニチュアヒューズ、家庭用電気機器 計 26 件	第 95 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用 及び H28.11.30 通達 H29. 1. 1 適用	日電協 28 技基第 22 号
33	平成 28 年 4 月 7 日	別表第十二	解釈別表第十二の前書きの改正案(CISPR 規格の対応)	第 94 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用	日電協 28 技基第 23 号
34	平成 28 年 4 月 20 日	別表第十二	遠隔操作に関する J1000 の改正要望	第 94 回	未	日電協 28 技基第 48 号
35	平成 28 年 4 月 20 日	別表第八	電気フライヤーの技術基準解釈の改正要望	第 95 回	H28.9.30 通達 H28.9.30 適用	日電協 28 技基第 49 号
36	平成 28 年 8 月 31 日	別表第十二	低圧ヒューズ関係の JIS 3 件の採用及び削除する JIS 4 件	第 96 回	H29.1.25 通達	日電協 28 技基第 169 号
37	平成 28 年 11 月 30 日	別表第十二	電気アクセサリ、電線管、電流制限器等 JIS 6 件の採用及び廃止の提案 JIS 2 件	第 97 回	H29.4.3 通達	日電協 28 技基第 264 号

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
38	平成 29 年 3 月 23 日	別表第十二	電子機器の安全性, 電気機器の安全性及び照明機器 JIS 20件の採用及び廃止する JIS 2件	第 98 回	H29.7.3 通達 H29.7.3 適用	日電協 28 技基第 421 号
39	平成 29 年 7 月 24 日	別表第十二	電線, 電気機器の安全性, 照明機器及びアーク溶接装置 JIS 及び CIPRJ 規格 20 件	第 99 回	H29.12.1 通達	日電協 29 技基第 145 号
40	平成 29 年 11 月 7 日	別表第十二	電線管, 電気機器の安全性及び照明機器 JIS6 件	第 100 回	H30.5.25 通達	日電協 29 技基第 286 号
41	平成 30 年 3 月 23 日	別表第十二	電子機器の安全性, 照明器具, 電気機器の安全性 JIS12 件	第 101 回	未	日電協 29 技基第 430 号

(説明)

平成 30 年 3 月までに解釈の改正要望を過去 10 年分の提出した案件である。

平成 29 年 6 月以降に変更があったものは, 網かけで表示している。

平成 25 年 7 月 1 日の省令改正により, 省令第 1 項は別表第一から別表第十一, 省令第 2 項は別表第十二へ変更となっている。

(注釈)

注1;H23.11.22 の省令 2 項(現解釈別表第十二)への採用要望のうち JIS C8105-2-8;2011 は, JIS 改定作業中であったため H23 年版の採用は見送られ, 再要望することになった。再要望を H27.3 に行い, JIS C8105-2-8;2014 が H27.7 に解釈に反映された。

注2;「※」印は, 第 86 回委員会で承認されたが, 省令改正作業中のため提出が見送られた規格も合わせて要望したことを意味する。

注3;H26.4.1 の解釈別表第十二への採用要望のうち J60335-1 は通則で, H27.10.8 に細則と併に解釈についての一部改正で反映された。